

議案第48号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和7年6月19日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱（平成4年兵庫県要綱）が改正され、支給対象者に係る低所得判定の基準額が引き上げられることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

朝来市福祉医療費助成条例（平成17年朝来市条例第135号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（15）（略） （16）「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（15）（略） （16）「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項

第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万9千円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(17)「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行わ

第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(17)「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行わ

れている場合には、その控除前の金額) から10万円を控除して得た額 (当該額が0を下回る場合には、0とする。) によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。) をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。) の合計額が80万円9千円以下である者をいう。

(福祉医療の支給対象者)

第3条 福祉医療費の支給の対象とする者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児とし、うち、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児にあつては、次表右欄に掲げる要件を備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	要件	
高齢期移行者	区分Ⅰ	高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。 1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。) 中の

れている場合には、その控除前の金額) から10万円を控除して得た額 (当該額が0を下回る場合には、0とする。) によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。) をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。) の合計額が80万円以下である者をいう。

(福祉医療の支給対象者)

第3条 福祉医療費の支給の対象とする者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児とし、うち、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児にあつては、次表右欄に掲げる要件を備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	要件	
高齢期移行者	区分Ⅰ	高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。 1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。) 中の

		公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>以下であること。 2 (略)			公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>以下であること。 2 (略)
	区分Ⅱ	高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。 1 (略) 2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>以下であること。 3・4 (略)		区分Ⅱ	高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。 1 (略) 2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>以下であること。 3・4 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の朝来市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。